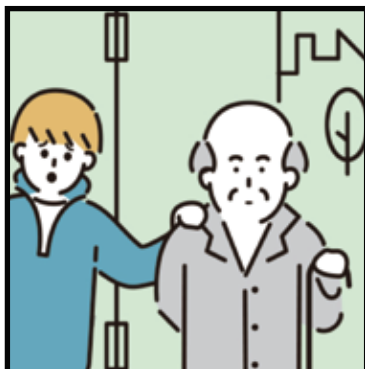


「ヤングケアラー」を知っていますか？

～見ようとしないと見えない存在 見ようとしても見えにくい存在～



病気の家族を看病している。



家族の見守りや気づかいをしている。



料理・洗濯などの家事をしている。



依存症の家族に対応している。



家計を支えるために働いている。



幼いきょうだいの世話をしている。

※出典 こども家庭庁ホームページより

「ヤングケアラー」とは

障がいや病気のある家族に代わり、料理・洗濯などの家事を担ったり、幼いきょうだいの世話をしている子どもたちです。

家族の手伝いをするのは「当たり前」と思ってもいいかもしれません。しかし、誰にも相談せず、家事を一人で担い、勉強や部活ができず、将来の夢をあきらめてしまつ子どもたちがいるのです。

ヤングケアラーは、自由に学び・育つていく権利が守られていない一面があり、まわりは気づきにくいという問題があります。

家族の不安や悩みがあれば

もし、家族のことについて不安や悩みを抱えているときは、迷わず学校や関係機関へご相談ください。

相談先

子育て支援課 家庭児童相談室

☎(921)1308

福岡県福岡児童相談所

☎189または(586)0023

